

札幌フットサルリーグ運営の細則

1 競技規則

本年度（公財）日本サッカー協会制定のフットサル競技規則

2 リーグ編成

大会主旨に基づき決定。

3 組合せ

NPO 法人札幌フットサル連盟が決定。

4 競技時間

30分ランニングタイム（前後半15分、インターバル2分）

※諸事情により変更する場合がある。

5 メンバー表

札幌フットサル連盟が登録メンバーのみを記載した物を用意する。

6 交代要員

ビブスの着用を義務づける。（各チームのビブスは同一同色でユニフォームと違う色）

7 順位の決定

開催要項による。

8 表彰

チーム表彰：優勝・準優勝

個人賞：得点王

9 会場運営

（1）会場準備（各チーム最低5名）、後片付け（各チーム最低5名）、試合運営（審判員・記録員・得点係）は担当チームが責任を持って行う。

（2）会場準備の担当チームは1試合目の両チーム。8時35分に本部に集合する。

（3）審判員

・審判員は、担当する試合開始予定時間の10分前までに本部に集合する。

- ・審判員は、審判服を着用し各ワッペンを所定の場所に付け、審判証を本部に提示する。

(4) 記録員

- ・記録員(1チーム1名以上)は、自チーム試合終了後本部に集合する。
- ・記録員はメンバー表の該当欄に得点者、警告・退場およびチームファールを記録し、前・後半毎に得点を集計・記載する。
- ・メンバー表に記録された得点、警告・退場の確認をして主審・チーム代表者に署名を促す。

10 メンバー表及びチェック

(1) メンバー表は、登録されたメンバーのみを入力し札幌フットサル連盟が用意する。

(2) チーム代表者は日本サッカー協会フットサル選手証を選手全員分をまとめて本部に提出する。写真が貼付された選手証の無い選手はいかなる理由があっても試合に出場する事はできない。

(3) 試合前ユニフォーム、用具チェックは前の試合のハーフタイム後に所定の場所にて行う。

11 ウォーミングアップ

- ・競技室内の空きスペースにてランニングのみ許可する。
- ・ボールを使ったウォーミングアップは前の試合のハーフタイム約1分、試合開始予定時刻までの数分間とする。ただし第1試合の両チームはピッチ作業が完了してから5分間とする。

12 試合結果の確認

試合終了後、両チーム監督は大会本部において退館前までに必ず確認すること。(特に警告者・退場者・得点者)尚、以降の異議・訂正を行う事はできない。

13 ユニフォーム登録規程

ユニフォーム広告は、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム登録規程により事前に(財)北海道サッカー協会に申請し、承認を受けなければそのユニフォームによる出場はできない。尚、大会初日に(公財)日本サッカー協会発行の証明書(写しでも可)を本部に提出する事。

14 罰則

(1) 警告・退場の処置

- ・警告又は退場者が発生した場合の処置について、その後の処置については札幌フットサ

ル連盟規律委員会で処分を審議し、札幌地区サッカー協会規律委員会がこれを決定する。

(2) 棄権チームへの処置

- ・棄権した場合はその試合を没収試合とする。
- ・棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点 10、勝点 3 を与える。
- ・試合成立の必要人数は 1 チーム 5 名以上とする。（試合開始時刻に 5 名以上いない場合は棄権とする）

(3) その他

- ・本リーグの秩序を乱すような言動・行動があった場合は、札幌フットサル連盟規律委員会で裁定する。

1.5 施設使用の注意点

- ・競技室内での飲食は禁止する。但し、試合中のベンチでの飲水は所定の場所で水のみ可とする。
- ・シューズ袋は必ず持参し、入口で外靴を入れる。
- ・施設駐車場の台数が限られているため、相乗りにて台数を少なくすること。
- ・他の利用者に迷惑の掛からないように利用すること。

2017 年 8 月

NPO 法人 札幌フットサル連盟 事業部

札幌フットサルリーグ ペナルティ料に関する細則

- 1 各ステージにおける各種の不履行に際して、対象チームに課すペナルティ料を次のとおり定める。

(1) 試合不履行	1 試合につき 10,000 円
(2) 帯同審判不履行	1 試合につき 5,000 円
(3) 会場設営不履行	3,000 円
(4) 会場撤収不履行	3,000 円
- 2 対象チームは、上記に定められたペナルティ料を、下記指定口座に1週間以内に振り込むこととする。なお、振込手数料についてはチーム側の負担とする。

北洋銀行 本店営業部 普通口座 3 1 4 8 1 1 9
NPO 法人 札幌フットサル連盟 大会事務局
理事長 八木田清美

- 3 期日までに振り込みが確認出来なかった場合は、当該チームの翌年度以降のリーグ戦への参加を認めない。
- 4 本細則は、平成 25 年 5 月 26 日のリーグ戦から適用する。

(平成 25 年 4 月 1 日 特定非営利活動法人札幌フットサル連盟 事業部)